



大学の地方委譲、自治尊重並びに中央教育行政の民主化に  
関する決議

昭和二十二年一月二十六日  
教育刷新委員会  
第五〇回総会採択

6-3  
4

現在の国立総合大学を除き、大学を全面的に地方に委譲することは、左記の理由により不可能である。但し、現在において地方に委譲することが適當なるものについては、これを実行し、なお将来都道府県教育委員会の力の充実に應じ、適當と認められらるものは、できる限り地方に委譲することとし、同時に教育の官僚的統制と中央集権を避け、その民主化を図る方法を講ずること。

二 大学を地方に委譲することを不可能とする理由左の如し。

一 都道府県又は市に設置される地方教育委員会は、日本の現状から考へて、大学の任務遂行の理念に於いて、十分な理解を持つ水準に到達してゐるとは考へられず、且つ又地方政治的利益本位の事情に動かされ易く、大学の自由とその自治を保障することが困難であり、中央で

所管する以上の危懼の念が生ずる。

二 日本の大学、高等、専門学校は、官立、公立、私立を問はず、従来常に全国的な視野に立ち、全国的な需要に基づいて配置され、且つ、官立学校を一挙に地方に委譲する場合には、日本の国土の広大に於いて、優秀な社会人、職業人の養成計画などに全面的な見通しを不可能になり、地方によつて非常な偏頗化を生ずる懼れがある。

三 都道府県及市の財政面から見ると、地方費によつて大学を維持するに必要と見られてゐる。たまたまその地に所在するゆゑに、もつて現在の国立大学、高等、専門学校をその地方に委譲することとは、義務教育又は高等普通教育における如く、共通的一般性がなないため、一般の税制改革、地方分限税の改正によつて、その維持が困難である。

目下、教育に関する財政は、六三制の遂行に困難を感じており、これ以上の負担をかけることは、地方に混乱をきたすおそれがあり、ひいては大学の健全な発展と向上は期待できない。

春山 77

- 三 大学の自由を尊重し、その運営の自治を認め、
- 四 教育を民主化し、且つ、廣く國民文化の向上を図るため、中央教育委員会と設置するとともに、新たに文化省(仮称)を設け、学校教育、社会教育、体育、學術、藝能、宗教その他文化に関する一切の行政を管掌し、現在の文部省は、これに統合すること。
- 五 中央教育委員会の組織及び権限は、左の如くする。

(1) 組織

中央教育委員会の定員は十五名とし、その選任は、左の方法によることとする。

- 1 委員中六名については、各都道府県内(教育委員会の委員中より二名ないし五名(縣の大小に準じ)の選挙人を選出し、その選挙人が十二名の中央教育委員候補者を選出、文化大臣(仮称)は、その内より六名を指名する。
- 地方教育委員会委員は、中央教育委員会委員を兼ねることができない。

2 中央委員中二名は、衆議院及び参議院より、その議員一人を各一名ずつを指名する。

3 委員中七名は、文化大臣(仮称)これを推薦し、国会の承認を得ること。

中央教育委員会の委員の任期は、四年とする。

但し、1号委員中の三名及び3号委員中の二名の最初の任期は、二年とする。

委員は、重任すること加ひしる。

(2) 権限

文化大臣(仮称)は、左記の事項について、中央委員会に審議を終り、必要とする。

- 1 学校教育に関する基本方針
- 2 学校施設の基準
- 3 教員資格の基準
- 4 社会教育及び文化事業に関する基本方針及び援助

- 5 教育予算の大綱及び国庫補助
- 6 国立学校の設置廃止
- 7 官公立、私立大学に関する重要な事項
- 8 委員会は一般に教育文化に関し、その意見を文化大臣(仮称)に建議することが出来る。